

## 第60回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成30年2月28日（水）10：30～11：45

場所：青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

司会： 本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます環境保全課 県境再生対策グループの荒川でございます。

会議に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付させていただいた次第、出席者名簿、席図、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7に加えて本日追加の資料としてA4横長の「ご意見に対する回答について」とタイトルのある1枚ものの資料となっております。不足などはございませんでしょうか。

それでは、ただ今から第60回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

本日は、都合により鈴木委員、藤原委員が欠席となっておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、環境生活部長の鈴木からご挨拶を申し上げます。

鈴木部長： 皆さん、おはようございます。環境生活部長の鈴木でございます。いつもお世話になっております。

第60回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催にあたりまして、一言申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。この会議は、昨年11月以来の開会となりますが、現在、現場におきましては追加対策工事において設置した集水井戸からの揚水を継続しており、その結果、第一帯水層、第二帯水層とも地下水浄化計画における揚水量を上回って揚水できている状況となっております。

さて、本日の会議では、今年度の締めくくりといたしまして平成29年環境モニタリング調査結果、そして現場地下水の1,4-ジオキサンの浄化状況のほか、追加対策工事の進捗状況、浸出水処理施設の運転管理等について、また来年度の事業計画として環境モニタリング調査計画案などについてご説明することとしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜ります

ようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 : それでは議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要綱第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長 : 改めまして、おはようございます。午前中に会議をやるのは、私が4年くらい前に仰せつかってから初めてじゃないかな。大体午後ですからね。そういった意味で、私は非常に近いところ、ここでやっていただければ大変助かるのですけれども、委員の皆さん方は、遠くから来られている方もいらっしゃいますので、大変御苦労様です。

先ほど、鈴木部長から御挨拶がございましたが、今日で60回ということで、よく長い間やってきたなということでもあります。ただ同時に、我々の任期は2年間ということで辞令をいただいておりますので、このメンバーで会議を行うのは今日が最後ということになるかと思えます。

そういった意味で、今日の案件は先ほど鈴木部長が申されたとおりですが、これまで言い足りないことなど何かありましたら、是非ともいろんな形において忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

私はかつて大学院の時、予備校生360人くらいを相手にマイクなしでいつも講義をしていましたので、マイクはいらないですけれども、一応用意をしていただきました。

それでは案件の方に入りますが、一応12時くらいを目途に、1時間半程度を目途に進めさせていただきたいと思えますので、委員の皆様方にはご協力をいただければと思います。

それでは案件の1でございます。平成29年環境モニタリング調査結果についてということで、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 : 環境保全課佐々木です。よろしくお願いいたします。

資料1-1、1-2について説明させていただきます。

平成29年環境モニタリング調査結果についてです。1番、水質モニタリングにつきまして、周辺河川・湧水等では環境基準値を超える値は検出されませんでした。周辺地下水及び遮水壁内地下水では一部の地点において、1,4-ジオキサン、砒素、鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ベンゼンが環境基準値を超える値で検出されております。

このうち前回の協議会以降、新たに環境基準値を超えた地点、項目としましては、下の表の上から2番目の周辺地下水、アー10において1,4-ジオキサン、あと、そこから5つ下の遮水壁内地下水のアー37の鉛が僅かに環境基準値を超えております。

資料1-2の32ページをお願いいたします。こちらのページの下にアー10における1,4-ジオキサンのトレンドグラフを付けております。12月に環境基準値を超えております。それ以前にも度々検出されている状況でございます。また、アー10についてはモニタリングを強化しております、1月以降も測定をしており、その結果、1月、2月は1,4-ジオキサンは検出されておられません。

続きまして、次のページ下の鉛をお願いいたします。グレーの線でアー37を示しております。12月に環境基準値を超えたものです。こちらについては今後の推移を見ていきたいと考えております。

続いて資料1-1に戻りまして、2ページをお願いいたします。2番の浸出水処理施設水質モニタリングについてです。前回の協議会では、(2)のウのところ、8月30日の放流水で1,4-ジオキサン濃度が計画処理水質を下回っているものの、バイパス運転停止水質を超過したため、高度処理運転を開始したというところまでご報告をいたしました。その後、12月25日からバイパス運転を再開しております、その際、高度処理工程を併用する運転方式の試験運用を開始しております。その後、エのところですが、1月10日に再び放流水でバイパス運転停止水質を超過したため、1月15日から高度処理運転としております。

次のページをお願いいたします。こちらに浸出水処理施設の水の流れを示した図を付けております。上が高度処理運転、下がバイパス運転となっています。高度処理運転では左の浸出水から右の放流水まで横に流れていきますが、バイパス運転では生物処理の後に二手に分かれ、膜ろ過、砂ろ過、それぞれを通った後に化学的処理を通らず放流されるという流れになっております。併用運転は、これを組み合わせたものですが、資料4の方で説明させていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、その下の参考、1,4-ジオキサンの除去量についてです。12月までの累積除去量は69,554gとなりました。

こちらの資料についての説明は以上となりますが、本日配布しました、ご意見に対する回答についてという横長の資料をお願いいたします。

委員から事前に寄せられましたご意見について説明させていただきます。古川委員、山本委員から寄せられた水銀の実態調査の進捗状況についてです。

前回の協議会は、水質、土壌、大気物について資料を決め、形態別分析、同位体分析をしていきますと説明させていただきました。その後の進捗状況としましては、地下水と廃棄物試料については形態別分析、同位体分析を実施しておりま

す。今後、現場内及び周辺の土壌について試料を決定し、形態別分析、同位体分析を実施いたします。その結果が出揃うのは10月以降になる予定です。それまでの間に、今年度の測定結果等を用いて検討を進めていきたいと考えております。以上です。

末永会長： ありがとうございます。佐々木主幹の方から資料1に関しまして、それから古川委員と山本委員からご意見が出ておりましたので、それに対する回答をご説明いただきました。

何かご質問があればと思います。特に山本委員から水銀に関しましてご質問があって、それに対する回答がありましたけれども、山本委員、この点はいかがですか。

山本委員： ここについてはよろしいです。

末永会長： よろしいですか。その他、何かありませんでしょうか。どうぞ、山本委員。

山本委員： 周辺地下水、アー10のところで1,4-ジオキサンが観測されたということになっております。これにつきましてはどう考えればいいのかというところですね。例えば、遮水壁を造ることによって水位が下がって、取り残されていたものが何らかの原因で動いてきたのか、それとも遮水壁の間から浸してきたのかと、そういう心配をちょっとしまして。ですから、これは心配がないことだということが結論づけられれば安心して町民の皆さんにも、「これは関係ないですよ」と言えるのですが、ここがどんなことで起きたと推定できるのかというところだけ少しお伺いしたいと思います。

末永会長： ありがとうございます。それでは事務局、今の山本委員のご質問に対してお答えをいただければと思いますが。

では、課長から、よろしく願いいたします。

事務局： ご指摘のアー10のところですが、アー10のすぐ側に別の観測井戸が、アー6ですとかアー9ですとか、そういったものがあるのですけれども、そういったものの測定結果ですとか、あとその遮水壁の内側にあります観測井戸、こちらの測定結果には大きな変動は見られていない。

よって、アー10だけが12月、特異な動きを見せたということでございますので、我々としては現時点での原因というのは全く不明という形になってございます。

そういった意味も含めまして、この1月から3月までの1回の現地モニタリングをして、状況を確認し、その辺をもう少し見極めながら原因が究明できればしていきたいと考えております。申し訳ございませんが、現時点では不明ということでご了解をいただければと思います。

末永会長： 山本委員、続けて何か。

山本委員： ジャストポイントでのというのは、なかなか分からないところもありますので、その周辺について観測をしていただくことで、これは浸出によってではないよということが分かれば安心をしていけることになると思いますので、周辺の動向を注視して教えていただければと思います。よろしくお願いします。

末永会長： 今、山本委員からご要望がありましたとおりでと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

その他、委員の方から何かご意見、ご質問ございますか。

なければ次の案件2の方に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは案件2を、引き続き佐々木主幹の方からご説明をいただきます。よろしくお願いします。

事務局： 資料2をお願いいたします。現場地下水浄化計画に基づく1,4-ジオキサン浄化の状況です。前回以降の事項を中心に説明させていただきます。

まず1番、揚水井戸の揚水の状況です。こちら、前回の協議会では(1)の「また」以降、降雨や追加対策工事に伴い新設した集水井戸から揚水を開始した影響で流入量が増加したため、9月15日以降、一部の井戸から揚水しているというところまで報告させていただいております。現在も同様に、一部の井戸からのみの揚水となっております。

続いて(2)です。1日あたりの揚水量についてです。集水井戸に流量計を設置しております。それ以降、11月以降の2ヶ月平均は、第一帯水層では計画揚水量15m<sup>3</sup>/日に対し37m<sup>3</sup>/日、第二帯水層では計画揚水量110m<sup>3</sup>/日に対し121m<sup>3</sup>/日と、いずれも計画揚水量を上回っている状況にあります。

続きまして、運転方法の変更等についてです。2ポツ目の推移制御による揚水量の調整のところをお願いします。大雨等の影響で浸出水貯留池の貯留量が多くなっております。融雪期の浸出水量の増大に備えて減らしておく必要があるため、現在揚水している集水井戸の水量を高い位置で保持し、出て来る水を抑制するように制御を行って揚水量の減少を図っている状況です。

続きまして2番の1,4-ジオキサン濃度の状況です。3ページをお願いいたします。第一帯水層についてです。左上の凡例に示しておりますが、今回、トレンドの傾向を上昇傾向、横ばい、低下傾向、環境基準値以下で推移といった区分で示しております。それぞれのグラフのうち上昇傾向を示しておりますのは右の列の真ん中のグラフのアー27、赤い矢印です。低下傾向は緑の矢印で、左真ん中のグラフのアー52-1とSW-24、真ん中の列の上のアー50-1、下のSW-4、環境基準値以下で推移しておりますのが青で示しております。左上のグラフのアー47-1、SW-22、SW-25、左下のアー8、右列の真ん中のグラフのアー28、その下のグラフのSW-27となっております。

次のページをお願いいたします。第二帯水層についてです。こちらも同様に上昇傾向を示しておりますのは右列の上段のアー44-2、その下のDW-16、低下傾向を示しておりますのは左上のグラフのアー46-2、その下のDW-8、左下のDW-1から3、環境基準値以下で推移しているのは左上のアー47-2、その右のグラフのアー41、アー40、アー45-2、右の列の真ん中のグラフのアー42となっております。

続いて左の列の下から2番目のグラフをご覧ください。こちらにCW-2のトレンドを示しております。CW-2については周囲の井戸より高い濃度で現在も推移している状況となっております。今後も揚水量の濃度を確認しながら、効率的な揚水を行いまして浄化を進めていきたいと考えています。

こちらの資料については以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今のご説明に関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

以前より非常に見やすい図になっておりまして、どこがどこか、すぐ分かるので大変説明をしていただいても分かりやすかったと思います。

何かありますか。どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： すいません、アー44-2とか、赤い上昇傾向になっているところは何か原因とか特別のことがあるのかどうか教えてください。

末永会長： 対策監。

事務局： 工藤です。よろしく申し上げます。今回、集水井戸とか、あとCW-2の上の方で濃いものがあつたとかの関係で、濃いところを掘り返したりしていました。ということで、今まで留まっていたものが若干流れていって、濃く出ているのかなと思っております。

末永会長： どうぞ。

宇藤委員： 動いているということですか。

事務局： はい、現場内の地下水に流れがありますので、はい。今まで流れにくくて高かったところを工事して穴を掘ったりしていますので、その水がちょっと動き出したのかなということで考えております。高いところの浄化が進めば、今回、上がっているところも落ち着いてくるのではないかなと思っておりました。

末永会長： よろしいですか。従来、浄化してないところに浄化をして、少し高くなっていると。

その他、どうぞ、委員の皆さん。山本委員、どうぞ。

山本委員： ただ今のアー２７近辺のことではありますが、工事をする事で水の流れが少し変わって、洗い出しが進んだのではないかと。これは好意的に認められることだと思います。ただし、この青森県側の現場というのは、どうしても斜面になっておりますので、洗い出しをしようと思うとどここの水位まで、どう洗い出しの水が入るのかというところがなかなか分かりづらいところがあるかと思えます。特に県境部は水の供給という意味ではなかなか難しい地形となっているので、積極的な水の投入、注水という形が県境部のあたりは上手にいつていなかったかもしれないという反省点にもなるだろうと思えます。

従って、この洗い出しを促進するために必要な水位を確保することができていない。それから第二帯水層にも濃度が高いところがあるので、これもやはり洗い出しを促進するための水位を確保できていないのではないのかと。そうでないのかもしれないけれども、洗い出しを効果的に行うには、第二帯水層に対する水位をどう確保していくのかということも大きな課題になるのかなと思っております。

現在は、洗い出しの手法により浄化を進めておりますので、このところに対する改善点がございましたらお知らせいただきたいと思います。

事務局： 工藤でございます。今回の追加対策で集水井戸の他に注水井戸をかなり造ったのですけれども、今年、豪雨とかが多くて、あと濃いところを掘ったので、出てくる浸出水の濃度が濃くなっている。そういった濃い多くの量のものが浸出水の水処理施設の横にある浸出水の貯留池の方にたくさん、今、溜まっている状況にあります。

ということで、せっかく注水井戸を造ったのですが、現在、その機能を発揮できない、注水できない状況にあります。

この後、説明をしますけれども、その浸出水貯留池の水を減らした上で注水を行うことによって浄化を進めていきたいと考えているところです。今はまだその注水井戸を活用できていないという状況になっています。

末永会長： 山本委員、いいですか。じゃあ、続けてどうぞ。

山本委員： これからの方法は分かりました。ただ、斜面に対する注水をして、その部分の水位を高くして洗い出しをするというところがなかなか難しいことと思っております。そこについては注水の箇所を増やすとか、また水位をどこまで上げるかという観点で見ると、斜面という地形に対して水位をどういうふうに変化させるのかとか、あるいは注水をしてそれを1回今、下げたとか上げたりとかというふうな検証が必要なのではないかと素人目に思うわけです。この斜面に対する洗い出しの際の水位の上げ方、下げ方が、今のお話で大体うまくいくよということであればいいですけれども。そこがちょっと難しいのではないかと思います。今回のことで実際にやってみて、どんなふうに水位の上下をしたところ、どんな結果が得られたというところでもよろしいので、そこを今度、お知らせ願えればいいなと思っております。よろしく申し上げます。

末永会長： ご提案もありましたので、その辺もまた県の事務局の方で十分考えて、より有効な方法で対処していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： どうもありがとうございました。

末永会長： その他、委員の皆様方、よろしいでしょうか。案件の2でございますが。後ほど、また時間があれば戻っていくということもありますので、次の方に進めさせていただきます。

今度は案件の3でございます。これに関しまして成田主査の方から説明をいただきます。よろしく、お願ひします。

事務局： 成田でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の3、地下水浄化に係る中間評価に基づく追加対策工事の状況等、こちらの方を説明させていただきます。

まず1番、追加対策工事の状況といたしまして、(1)施工済み工事といたしまして、前回の協議会でもご説明いたしました集水井戸、注水井戸等の工事内容、



こちらは前回の資料と変わってはいません。

そして(2)追加した工事ということで、1月から実施中の工事になります。こちらに関しては、追加対策工事で設置した集水井戸のうち、CW-2、中央部に設置した井戸から高濃度の1,4-ジオキサンが検出されている状況でございます。CW-2の近傍の揚水井戸及び観測井戸はCW-2より濃度が低いということが分かっておりますので、CW-2の上流側の地下水濃度が高いと推察されているところでございます。ただし、その上流側に観測井戸が現在ないということで、こちらの上流側の地下水の1,4-ジオキサン濃度変動を把握することを目的として観測井戸を12本設置することとしております。

具体的場所に関しましては、3ページの図面の方をご覧くださいと思います。こちらの図も前回のものと概ね同じ形になっておりまして、現場の全体図、ちょうど真ん中にCW-2、白抜きの赤○で手が伸びているのがあります。そのCW-2の右上側に黄緑の○、合計12個配置されております。この12個の緑色の○が今現在新設中の観測井戸になります。こちらの観測井戸に関しましては30m間隔を基本として、配置しております。斜面にぶつかるところ等は若干位置を修正しておりますが、大体この位置で施工している最中になります。

参考として4ページ目にはその拡大図と井戸の名称を示しております。工事に関しましては、今週末で掘削が終わる予定となっております。

資料の1ページに戻っていただいて、下の方、2番の地下水浄化に係る第2次評価の実施ということで、今回の追加対策に係る浄化効果の確認をしていきたいと考えております。内容としましては、追加対策工事で設置した集水井戸、観測井戸及び既存の浄化設備から得られた地下水質データに基づき、地下水浄化に係る評価を行うこととしたいと考えております。

評価の方法に関しましては、昨年度、平成28年度に実施した中間評価に準じるものとしまして、本協議会委員である専門家、眞家先生と鈴木先生からの助言を得ながら行うこととします。評価結果に基づき、仮に追加の対策が必要だということであれば、必要かどうかという判断も含め工事の内容等を検討することといたします。評価結果については、この協議会に報告をして、委員の皆様のご意見を聴くこととさせていただきたいと考えております。

裏の2ページにはスケジュールを示しております。モニタリングに関しては引き続きデータの収集、解析を続けていくということで、3月まで観測井戸設置、地下水データの解析をしながら、5月を目途に評価を開始していきたいと考えております。専門家からの意見聴取ですとか、追加対策の要否、必要かどうかという検討、必要な場合は追加対策の工事の内容等の検討を行い、8月を目途に第2次評価をまとめて、9月に予定の協議会に結果を報告させていただきたいと思っております。そちらの方で了承をいただきましたら、工事が必要な場合は31年4月の

工事スタートを目指して動きたいと考えております。8月の評価とスケジュール表に記載しておりますけれども、仮にデータが不足して、どうしても評価が進まないということがあれば、データの解析、収集をもうちょっと長い時間とりまして、若干評価の期間がずれる可能性はございますが、今のところ、このスケジュールで動いていきたいと考えています。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、成田主査の方から報告をいただきましたが、追加工事、対策工事を行うことと、さらに今後のスケジュール、これに関しまして今、報告をいただきました。眞家委員、いろいろとまたアドバイス等が必要になると思いますが、今の段階で何かご意見をいただければ。

眞家委員： 別にございません。

末永会長： いいですか。じゃあ、その他、委員の皆様方。  
はい、どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 今年の寒さは特別だと思うのですが、山の方はどうなのでしょう。水を扱っているんで、そこら辺、いかがなものかと思って。

末永会長： どういう状況ですか、現場は。

宇藤委員： 現場はどうですか。

事務局： 積雪等も多く、工事をされている方の話によれば風が強くて吹き溜まりがすごくできやすいと。工事は苦勞をされているようですけれども、頑張ってください、予定どおりに工事は進んでいる状況でございます。

末永会長： そういう大変な中でも、ちゃんと進めるということですね。多分、明日は荒れるみたいですが、来週あたりから青森もようやく春らしくなると思っていますので、工事はある程度捗るのではないかなと。その辺に期待しておりますけれども。

事務局： 資料3の3ページで、山本委員からのご質問にお答えさせていただきますけれども。県境部のところ、右側の浸透枘というところがございます。その左側に青いラインが点々とありまして、青い丸につながっています。この浸透枘というの

は第一帯水層を対象にして造ったもので、注水試験をいたしますとかなりの水が入っていきます。青い丸は注水井戸ですので、現場の上流部、第一帯水層で濃いところを中心に水を入れていくこととなります。現場の下流部だけ先に浄化をしていっても上から汚いものが流れてくればまた汚れますので、基本的には上流部の方から順次浄化を進めていくことだと思っています。

来年度、春になりましたら雨水貯留池に水が溜まれば、浸透枡を使って第一帯水層に水を回していく、注水井戸を使って水を流していくと。県境部に関しては第一帯水層と第二帯水層がかなり薄くてつながっているような状況でございます、ボーリングを見ますと。

それから第一帯水層に注水すれば第二帯水層へ水が通していくということになりますので、県境部の地下水浄化対策工事を行いましたけれども、そこも浄化が進んでいくのかなと思っています。

注水してみて結果を見ながら運用方法を変えていくという形で進めていきたいと思っています。一応、対策はこういう形で進めていきたいと思っています。

末永会長： ありがとうございます。さらにプラスαで、今、マネージャーからご説明をいただきましたけれども、よろしいですか、宇藤委員。

それでは案件の3はよろしいでしょうか。

それでは案件の4の方に移ります。今度は案でございますので、皆様方のご了解をいただきながら、案が消えるかどうかということでもまた検討をさせていただきたいと思います。

それでは成田主査の方からよろしく願いいたします。

事務局： 引き続き説明をさせていただきます。資料4、浸出水処理施設の運転管理等について。

まず1番目、趣旨といたしまして、平成29年1月以降、浸出水処理施設放流水の1,4-ジオキサン濃度がバイパス運転停止水質、これが0.25mg/Lとなりますけれども、こちらを複数回上回り、高度処理の運転日数が増加したことにより処理水量が減少している状況でございます。また、降水量の増加により浸出水の貯留量が増加したことから、現在、浸出水の貯留池の容量を勘案し、一部を除く揚水井戸の揚水を停止している状況でございます。

実施計画期間内の原状回復事業の終了に向けて地下水の浄化を着実に推進するとともに、引き続き計画処理水質を満たした放流水とするために、浸出水処理施設の維持管理等について必要な見直しを行うものということで趣旨を掲げさせていただきました。

2番の浸出水の処理状況といたしまして、(1)放流水のジオキサン濃度の状

況でございます。計画処理水質項目にジオキサンを追加したのが平成24年11月になっておりまして、それ以降、平成29年1月にバイパス運転停止水質を初めて超過いたしました。この1回を含めまして、これまで平成30年1月までに計4回超過している状況でございます。

1ページの下半分に水処理施設におけるジオキサン濃度の推移のグラフを示しております。グラフの上側が平成23年からデータをとっている全データ、下のグラフは平成29年1月以降のグラフを拡大したものになります。下のグラフでいきますと、点線のラインと黒い線のラインがありまして、黒い線のラインが放流水のジオキサン濃度になっております。左側、1月の中頃に0.26mg/Lというふうに赤い点線で囲ってあるところ、こちら0.25mg/L、バイパス運転停止基準を超過したということで、それ以降、水色の網掛けをしている範囲、こちらが高度処理を運転している期間になってございます。その1回を含め、計4回、1月、5月、8月末と30年1月、この4回超過しておりまして、その超過を確認した後には高度処理運転を継続している状況でございます。

放流水の1,4-ジオキサン濃度が上昇した原因といたしましては、冬季や梅雨以外の渇水期における地下水量の減少による希釈効果の低下、水の量が少ないために濃度が高くなったということです。あとは新設した集水井戸にCW-2から揚水した地下水の濃度が高いということが原因として考えられるところでございます。

続いて2ページにいきまして(2)浸出水貯留量の状況ということで、浸出水処理施設に併設してあります貯留池、こちらの定格容量は12,300m<sup>3</sup>でございますが、平成29年12月19日の時点で貯留量が11,645m<sup>3</sup>まで上がっております。原因といたしましては、高度処理運転日数の増加による処理水量の減少。こちらは高度処理運転の時は1日200m<sup>3</sup>の処理となっております。バイパス運転の時は270m<sup>3</sup>くらいで運転しておりますので、処理水量が減ることになっております。その他、降水量が増加しているために貯留量が増加したと考えられます。

図2には浸出水の貯留量と現場雨量のグラフを示しておりまして、平成29年が赤いラインで示しております。黄色の27年や黒の28年と比べまして、左側の貯留量が格段に多くなっているということで、累計の雨量に関しましても平成29年が27年、28年に比べて多いという状況が見てとれるかと思えます。

こういった状況を踏まえた上で、3番の浸出水処理施設の運転管理の見直しをしたいということで説明します。

汚染地下水の浄化を着実に推進するとともに、引き続き計画処理水質を満たした放流水とするため、運転管理について見直しを行います。

まず1番、1,4-ジオキサンに係る水質監視体制の強化ということで、現在、水

処理施設では基本的に処理工程に入る直前の原水と、処理が終わった後の放流水、こちらを月1回分析しております。高度処理期間中に関しましては、それに加えて膜ろ過処理水、こちら月1回の分析をしているところがございますが、この月1回の体制を今度は浸出水、こちら現場から入ってくる水そのものと、後は池を使っている時は池に貯留している水、こちらも含めた計5地点、こちらを月1回から週1回の分析間隔といたしまして、水質の監視体制を強化していきたいと考えております。

週1回とするところといたしましては、これまでは放流水の1,4-ジオキサン、こちらを判断材料として高度処理運転とバイパス運転の切り替えを行ってまいりました。今までは1,4-ジオキサンの分析に2週間から1ヶ月程度、時間がかかっていたのですが、分析を委託している業者さんの方で3日から7日程度、かなり早いスパンで測定をできることになっていること、また仮に濃い水が施設の中に入ったとしても、処理の工程に入ってから外に出るまで、およそ6日間かかるということが分かっております。

それを踏まえますと、浸出水または貯留水、現場に入ってきた水の濃度を週1度の頻度で把握することで、処理した水が外に出る前に濃い水が入って来ているという状況を掴むことができると。その情報がありますと、仮に処理しきれない水が発生したとしても、外に出す前に高度処理運転をかけるとか放流を停止するといった判断が可能になると考えております。

その監視体制の強化を踏まえた上の(2)高度処理運転からバイパス運転への切り替え判断の随時化ということで、現在、高度処理運転をかけてからバイパス運転に切り替えるにあたっては、膜ろ過処理水、こちらはバイパス運転の放流水に相当する水ですが、こちらが2ヶ月間、バイパス運転停止水質を下回っていることを条件としております。ただ、先に説明をしました、週1回の水質監視体制の強化により計画処理水質を満たした放流水を出すことができるようになりますので、今までは月1回が2ヶ月という分析の頻度で判断していたものを、週1回のバイパス運転停止水質を下回っているということで切り替えの判断をして、随時、こまめに切り替えをしていきたいと考えております。

(1)(2)に関しては1,4-ジオキサンに対しての監視体制の強化ということで、(3)に関しましては1,4-ジオキサン以外の項目についてになります。1,4-ジオキサン以外にもバイパス停止水質は設定されている項目、資料の2ページから3ページにかけて記載している物質に関して設定されておりますが、これらの物質に関して放流水質は、これまでバイパス運転停止水質と比較して十分に低い値で推移しているということ、また今後も同様の傾向を示すと考えられますので、測定場所及び分析頻度は、これらの物質に関しては現行のまま、月1回もしくは年4回としたいと考えております。

ただし、仮に今後、これらの項目がバイパス運転停止水質を超過した場合は、高度処理運転を行っている期間中、こちらは1,4-ジオキサンと同様、週1回の分析を行っていく形としまして、高度処理運転からバイパス運転への切り替えを随時行うこととしたいと考えております。

続いて4番、併用運転の実施ということで、こちら高度処理運転とバイパス運転を組み合わせた運転ということで掲げております。平成29年12月25日から翌30年1月15日まで、こちら協議会の専門家、眞家先生と鈴木先生に事前に説明をした上で、高度処理運転とバイパス運転を組み合わせた運転を試験的に実施しております。

下の方に高度処理運転、バイパス運転のフロー図を示しております、図3-1は高度処理運転、こちらは膜ろ過処理水を化学的分解処理設備等に通しまして高度処理をした上で出すフロー、この場合は200m<sup>3</sup>/日の最大処理能力。下の3-2バイパス運転フローに関しましては、膜ろ過処理水と生物処理から持ってきた砂ろ過処理設備、こちらを高度処理に通さないでバイパスして放流するというフロー、こちらが最大処理能力としては330m<sup>3</sup>/日まで余力があるということになっております。

こちらを組み合わせた運転ということで、4ページの併用運転フローになります。膜ろ過処理水に高度処理した水と生物処理設備から砂ろ過の方に分岐したバイパスルート、こちらの2本を組み合わせた処理を行うという形の併用運転、こちらを試験的に実施したところでございます。

その結果、高度処理運転による処理水に砂ろ過処理設備により処理させて、安全に放流することが技術的に可能であるということを確認したところでございます。

高度処理運転による処理水のジオキサン濃度が低い場合には、だいぶ高度処理運転によってジオキサン濃度を下げることができておりますので、こちらに砂ろ過処理設備による処理水を放流させても最終的な放流水の濃度、こちらは計画処理水質以下でできることが見込まれておりますので、今後、専門家の助言を受けながら併用運転を実施していきたいと考えております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、浸出水処理施設の運転管理等の見直し案をご説明いただきました。これに関しましてご意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

山本委員： 現場の方から放出する水の1,4-ジオキサン濃度が高いというのは、よく考え

れば、現場にある1,4-ジオキサン総量はよく分かりませんがだいぶ出てきているという意味では歓迎すべきことなのかなというふうに思います。

その上でですが、1,4-ジオキサンが放流水としての数値が上がった時期というのが、これは雨が少ない時期であったのかどうなのかということですね。その時期ともし合っているとすれば、私は洗い出しというのが効果的に進んでいるということを確認することになるのではないのかなと思っています。

従って、この雨が少ない時期に注水、それから取水というところが上手にいて、量的にその時は高かったですよというのは、これは一つ効果的に行われる証拠じゃないのかなというところで、そういうことが、そうですよ、というのであればとても安心できる材料になるのではないかなと思って、この辺のところ、どうなのかなとお聞きしたいと思います。

末永会長： どうですか、そういう評価でよろしいかどうかということで。

事務局： 雨が少ない時、とかく今の冬場の時期に関してはそういう傾向があります。それに加えてCW-2あたりからでているものが濃いということが2つ合わさって濃いと考えます。

末永会長： 今、山本委員がおっしゃったことは多分そうだろうということで、山本委員がそういうことで非常に評価されているわけですから、結構だと思います。  
よろしいですか、山本委員。

宇藤委員： 先ほど説明を受けた高度処理とかバイパス処理をこれからやっていかれるということですが、これはそれほどお金のかからないですか。

末永会長： 大丈夫ですね？これ。

事務局： 基本的には、今ある設備の運用ということで、使い方を変えるだけなので、新しい設備をつけるということではございません。ただ、高度処理運転の時には若干電気料はかかりますけれども、こちらも併用するということで特段費用が嵩むとか、そこまではないと考えております。

末永会長： よろしいですか。そこまでご心配をいただいてありがとうございます。  
その他、どうぞ。

遠藤代理委員： 代理の遠藤と申します。処理方式が3パターンになるわけですがけれども、

どのパターンであっても、この週1回の1,4-ジオキサンを検査頻度というのは変わらないということによろしいですか。

事務局：　そうです、1,4-ジオキサンに関しては週1回、どのパターンであっても分析をすることとしたいと考えております。

遠藤代理委員：　そうしますと、できるだけ併用運転の方にもっていくと考えてよろしいですか。

事務局：　浸出水処理施設ですけれども、基本的には計画処理水質以下での放流を前提としていますので、そこを超えなければ、まず目標を達成しているというふうに捉えています。ですから、できるだけ併用運転という方向ではなくて、必要に応じて随時導入していくということでご理解をいただければと思います。できるだけ早めに浄化していく必要がありますので、最大限その能力を生かしていく必要があります。ですから、放流水の1,4-ジオキサン濃度が0.5mg/Lを上回らない状態で放流していくことを、浸出水処理の目標として達成していきたいと思っています。

遠藤代理委員：　分かりました。ありがとうございます。

末永会長：　その他、もしなければ、これは先ほど申しましたように案という形において提示されておりますので、それでは、こういうふうな形でやっていただくということで、この案を取るということによろしいですか。

じゃあ、そういうことで、このような形において進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次、案件の5番目でございます。これも案でございまして、皆さん方からご意見等をいただいて最終的に決めていきたいと思っています。それでは佐々木主幹、よろしく願いします。

事務局：　資料5をお願いいたします。平成30年度環境モニタリング調査計画（案）です。こちらの見直しのポイントについては、冒頭に記載しております3点、1つは平成29年12月にアー10で1,4-ジオキサンが環境基準値を超えて検出されたこと、次に遮水壁内において浄化が完了したと考えられるモニタリング地点・項目があること、最後に追加対策工事に伴い井戸を新設・改造を行ったことです。その詳細につきましては以降に示しております。

1番の（1）周辺河川等については。こちら、これまで環境基準値を超過し



たことはありませんが、環境監視を目的としているため、今年度と同様に実施していきます。

(2)の周辺地下水についてです。アー10につきましては、監視強化のため1,4-ジオキサンの調査回数をこれまでの4回から12回へと変更いたします。その他につきましては、(1)と同様に環境監視を目的としているため、今年度と同様とします。

続きまして(3)の遮水壁内の地下水についてです。①の県境部、こちらについては岩手県側からの影響を観測する地点であることから、今年度と同様に実施いたします。

②の鉛についてです。こちら、別添の資料5の参考の方を併せてご覧ください。こちらのグラフは点線が環境基準値を示しております。鉛につきましては、4地点で実施しておりまして、アー37については12月に環境基準値を超過しますので、今年度と同様に実施します。その他の3地点、アー8、アー38、39については、環境基準値より十分低い値で推移し、浄化が完了していると考えられることから、モニタリングを終了いたします。

③砒素についてです。参考の方は次のページ、図2になります。こちら4地点で実施しておりまして、アー8につきましては5月に環境基準値を超過しますので、今年度と同様に実施します。その他の3地点につきましては、浄化完了と考えモニタリングを終了いたします。

④総水銀についてです。こちら、図はございません。現在3地点で実施しておりまして、水銀の由来について検討中であることから、今年度と同様といたします。

⑤のベンゼンについてです。こちら参考図は3ページと4ページになります。県境部以外では6地点で実施しておりまして、4ページのアー43につきましては環境基準値を超過していますので、今年度と同様といたします。その他の5地点については浄化完了と考え、モニタリングを終了いたします。

次のページをお願いいたします。

⑥硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてです。参考の図は5ページになります。こちら、下のアー38、39については環境基準値を超過していますので、今年度と同様にいたします。その他の2地点については浄化完了と考え、モニタリングを終了いたします。

続きまして⑦のほう素、参考の図は次の6ページの図5になります。こちら、4地点で実施しておりまして、上のアー8、2つ下のアー38については低下傾向が見られておりますが、概ね1年から2年くらい前に環境基準値を超えて検出されておりますので、今年度と同様に実施いたします。その他のアー37、39については浄化完了と考えモニタリングを終了いたします。

続きまして⑧の 1,4-ジオキサンについてです。こちら参考の図は7ページと8ページになります。1,4-ジオキサンにつきましては、県境部以外では現在38地点で実施しております。今回、グラフの方はそのうち6地点について載せております。7ページの上から2番目、ア-42につきましては、環境基準値より十分低い値で推移しておりますが、若干上昇傾向が見られますので、今年度と同様に実施いたします。その他、グラフを掲載している5地点につきましては、浄化完了と考えましてモニタリングを終了いたします。

⑨新設井戸についてです。今回追加対策工事で設置しました集水井戸3地点につきまして、モニタリングを追加しまして、1,4-ジオキサン、pH、電気伝導率を年12回調査いたします。

⑩の改造井戸についてです。こちら注水井戸に改造した揚水井戸5地点、こちらについてはモニタリングを終了いたします。

(4) pH、電気伝導率についてです。遮水壁内、周辺部とも各地点で最大の調査回数に合わせまして、ただし、常時監視を実施している地点についてはそのまま継続いたします。

2番は30年度水質モニタリング計画(案)ですが、こちらは調査地点につきましては次のページに付けております。こちら地点図になりまして、右側の別図2、3に白の◎を示している地点がございますが、こちらは調査終了になる場所になります。

あと次のページ、4ページと5ページには先ほどの見直しを反映させました水質モニタリングの計画表を付けております。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、ご説明をいただきました、これまでのモニタリング調査の結果を踏まえて、平成30年度、強化、あるいは追加するもの、それから中止をするもの、あるいは継続するもの、そういうふうな形において今までのモニタリング調査の結果を分析した結果、そういうことになるという形でご説明をいただきましたが、これに関しまして何かご質問、ご意見がありましたらお受けいたします。

特段ございませんか、よろしいですか。それでは、これも案をとりまして、このような形において実施していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは次、案件の6番目でございます。これに関しまして、また事務局の方からご説明をいただきます。

事務局： 環境保全課の苦米地と申します。座って説明させていただきます。

それでは資料6、平成30年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等について説明いたします。

まず1つ目としまして、自然再生についてでございます。(1)の森林整備につきましては、森林整備計画に基づきまして、森林整備の実施主体であります八戸市森林組合の協力の下で、下草刈りなどによる植栽地の管理を行ってまいります。また、今年度、県民植樹祭エリアの土壌が大雨の時に侵食されて、土の埋め戻し等を行っておりますので、来年度ももし大雨等で土壌が侵食されて樹木が流出するおそれが生じた場合は、植栽地の補修等を行ってまいりたいと考えております。

次に(2)の現場見学会につきましては、植樹祭翌年の平成28年度から田子町の住民の皆様をはじめ県民の皆様に対しまして、樹木の生育状況や現場の再生状況などを公開するための現場見学会を開催してまいりまして、来年度も同様に地元田子町さんと共に開催させていただきたいと考えております。時期等の具体的な点につきましては、今後、田子町さんと調整させていただきたいと思っております。

次に2つ目としまして、地域振興につきましては、平成27年3月の協議会でご了承いただきました「選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針」に基づきまして、岩手県における現場跡地利用の検討状況等を注視していきまるとともに、田子町さんと随時意見交換をさせていただきたいと考えております。また、利用可能な土地情報を県のホームページのウェブアーカイブに掲載しておりますけれども、これも引き続き発信を継続してまいりたいと思います。

なお、その下にカッコ書きとして参考としておりますが、岩手県における跡地利活用の検討状況についてご説明させていただきます。岩手県の方では第5回検討ワーキングというのを昨年8月に開催されておりました、その状況を整理した内容が昨年12月9日の岩手県の第72回原状回復対策協議会において報告されましたので、岩手県さんの御了解をいただきまして資料を添付させていただいておりますので、2枚目の方をご覧くださいませでしょうか。

前回、11月の協議会では岩手県のワーキングさんの方で現場内にカラマツとウルシを70本試験植樹したということを説明させていただきましたけれども、資料の真ん中あたりに、ちょっと見づらいですけれども写真がついておりますが、その上の説明書きの(3)の方に書かれておりますとおり、植樹を実施したのですけれども、5月に植樹して6月末の時点でもう7割以上が枯れてしまったというご報告がございました。これは植樹場所の土壌の水はけ等の問題で枯死してしまったということで、植栽基盤等の改良を含めて植樹の仕方を再構築する必要があるというお話があったものです。

1枚めくっていただいて資料の3枚目をご覧くださいませと、来年度の取組

としまして、まず1番と書かれておりまして、植栽試験により植樹したカラマツとウルシについては、結果的に全て枯れてしまったということですので、植栽する場所の土の排水性を改善して、あとは植える時期等を考慮して、来年度も試験植樹を実施する予定としているそうでございます。

また、2番目としまして、森林再生以外の跡地利用策、お花畑などの跡地利用に係る調査検討についても、来年度検討をしていきたいというご報告があったところです。

資料の1枚目にお戻りいただけますでしょうか。最後、3つ目としまして、情報発信についてでございます。まず(1)ウェブアーカイブの更新です。現在も、毎月の水質モニタリングの結果や本県の植栽地の定点撮影写真など公開しているところですが、引き続き速やかな公開と内容の充実に努めてまいりたいと思っております。また、浸出水処理施設と田子町立図書館における資料展示も継続しまして、現場来訪された方々や地域住民の皆様に引き続き公開してまいります。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、苫米地主幹の方から再生計画、これは3つの点からなっておりますが、これに関しましてご説明をいただきました。これに関してご質問等ございましたらお願いします。山本委員、どうぞ。

山本委員： 県境産廃不法投棄の場所につきましては、多大な県費を投入していただいていることから、我々は森に再生していくその過程についても多くの県民の皆様に紹介し、そしてともに共有していきたいという思いから、現場見学会については、県の計らいで非常にありがたいものと思っております。これにつきましても、県の方の協力も得ながら、町としてもしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

1点でございますが、森林整備の方につきましては、だいぶグミについては繁茂がいいなというふうに思っておりました。しかしながら、八戸市森林組合の取組としては、いわゆる整備の仕方としてみればユニークな取組として紹介されておりましたが、現段階ではこの取組が思ったとおり進んでいるという評価になっているかどうか、市の森林組合の方の考え方としてですね。これが思った通りになっていますよというのだと我々は非常に安心できるところでございますが、これにつきましては次回の時に、是非八戸市森林組合の方から聞き取り調査をしていただきまして、思ったとおりになっているかどうかというのを少しお知らせいただければありがたいなと思っております。

末永会長： ありがとうございます。山本委員から非常に評価されて、ただ本当に予定どおりに行っているのかどうか、岩手県は枯れちゃったということでもありますけれども。その辺で、もし今の状況で分かっていることがあれば。

事務局： 今、特に評価というものはしておりませんが、いただいたご意見、是非聴き取りをしてご報告したいと思います。

末永会長： よろしく申し上げます。次回にでもまたご報告をいただければと思います。

その他、ありませんでしょうか。今、山本委員が申されたとおり、要するにこれは県が多大な県費を投入してやって、もちろん田子町の住民の方々とも協力してやってきましたので、特に情報発信にありますように、これはあくまで県全体、あるいは本当に国民全体に情報発信していくような形において、最終的にはやっていかなければいけないと思いますので、その辺でもし宇藤委員、何か案でもあれば。いいですか？今は。まあ、これからでもいいです。

そういうことで、じゃあ、この3つ、しっかりとおやりください。後、宿題がありますので、調べておいていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは案件の6番は終わりました、案件の7番です。これは岩手県の、いろいろありましたけれども今後どうするかということで情報を得ておりますので、それをご説明いただきます。吉田グループマネージャー、お願いします。

事務局： グループマネージャーの吉田でございます。座って説明をさせていただきます。

資料7をご覧ください。岩手県の今後の原状回復に係る事業の見通し等についてご説明いたします。

まず1でございます。岩手県の今後の原状回復に係る事業の見通しについてでございますけれども、岩手県さんの実施計画期限、ご承知のとおり平成29年度まで、今年度末までとなっております。しかしながら、岩手県さんの方では一部の井戸で1,4-ジオキサン及び水銀の濃度が環境基準を超過しているということで、平成30年度以降も1,4-ジオキサン対策や水銀対策等の事業を実施して、平成34年度に事業を完了するとして環境省と協議中である旨を、岩手県さんの協議会、12月に開かれた協議会で報告しております。

具体的には、事業期間を産廃特措法の期限いっぱいであります平成34年度末まで、本県と同じになりますけれども、そこまで延長する計画変更の準備をしているというところがございます。

参考として、岩手県さんの協議会資料ですけれども、2枚目をご覧いただきたいと思います。岩手県さんの協議会の資料4ということで、今後の原状回復に係る事業の見通しというタイトルがついてございます。

まず1、現状でございます。(1)として1,4-ジオキサンによる汚染土壌の撤去、地下水集水対策はほぼ終了。(2)として、一部の井戸ではジオキサンの環境基準を超過、さらに(3)として一部の井戸で水銀の環境基準の超過があり、詳細調査が必要という状況のようでございます。

今後の対応といたしましては、計画変更に向けて協議中という中で、(1)としては1,4-ジオキサン対策を引き続き実施、特にイとしてA地区、A-B地区境界部がまだ濃いということで、注水・散水をして揚水量を増加させていく。さらにはウとして掘削除去した土壌を、今は現場の方に置いているようですけども、これを洗ってきれいにしていくという作業をします。

さらに(2)として水銀対策、地下水のところで水銀が超過するところはボーリング調査をして詳細調査、汚染範囲を特定するなりして、イとして浄化対策をどうするかということ、設計・施工の内容を決めていくというようなことでございます。

最後に事業スケジュールが想定としてありますけれども、1,4-ジオキサン対策、ここでは平成33年度までには終了というふうに矢印が引いてございます。水銀対策に関しては、掘削除去が必要であればその対策を含めて平成32年度までに終わるというようなことで、トータルで34年度には施設の撤去を含めて終了という予定だそうでございます。

次のページをお開きください。現場全体の図面を書いていますけれども、30年度以降の事業計画の概要図ということですけども、左側の上の方にA西地区、汚染土壌の洗い出し、A-B地区、散水装置設置とありますけれども、ここが1,4-ジオキサンの濃いところということで、重点的に取り組むような予定だそうでございます。右の方にいきますと、H地区でございます、ここが水銀が環境基準値を超過して検出される井戸がある場所でございます、水銀汚染土壌の調査、汚染の範囲を調べて、どういう対策をしていくかということを検討していくようでございます。過去には、岩手県さんの方では廃棄物由来の可能性が否定できないということで掘削除去をした実績があるようでございます。

こういうことを含めまして、34年度までの計画延長ということで変更の申請をするということでございます。

資料の1枚目に戻りまして、2の方の岩手県実施計画における「長期的対策」についてご説明いたします。岩手県さんの実施計画、汚染拡散防止対策ですけども、下の方に囲みがございます。この囲みの中に記載をしておりますけれども、参考として載せております。1つには緊急的対策、2つ目処理中の対策、そしてさらに3つ目として長期的対策というものを掲げておられます。中身を読み上げますと、「特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境（南北方向）を概ね頂点として東側に次第に低くなるよう

に地形整形や地盤改良など必要な措置を講ずる。」という書きぶりをしてございます。

この長期的対策内容、具体的な措置内容については具体的に明確にまだ示されていないということでございますので、今回、岩手県さんに対しましてこの内容について具体的に教えてほしいという文書を、1月30日付けの文書でお願いをしております。2月14日付けで回答文書を受領したんですけれども、その中身を確認いたしましたけれども、今のところ、まだ内容については明確に示されませんでした。従いまして、引き続き岩手県さんから内容について説明を求めていくことにしていきますし、またその結果で十分意見交換をして、岩手県さんの長期対策、これは本県の地下水浄化対策に影響を及ぼさないものであるかどうか、協議会の皆さんの意見を聴き、また確認をしていきたいと思っているところでございます。

ご報告は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。岩手県の状況ですね、特に今年度で終わる予定だったのを延ばしていくということで、これは大変いいことだと思いますし、それから長期的な対策も、今、吉田GMからありましたように、青森県の方に影響が出てきたら困るわけでありまして、それもしっかりと今後とも情報交換しながらちゃんとやっていくということで、取りあえずは、まあ具体的にはまだ決まっていないみたいですが、そういう方向で今、動いているということでご説明をいただきました。

これに関しまして、もし何かご質問とかありますか。こんなことはどうなんだとか。よろしいですか。

じゃあ、県の方としては今後、しっかりと岩手県といろいろな形において情報交換しながら、決してこっちの方に、ある意味で不利益が被らないような形において対処していただければと思います。よろしくお願いします。

そういうことで案件は全て終わりましたが、今まで7つの案件に関しまして何かご意見があれば。特に冒頭で私の方から申しましたけれども、我々、委員の任期が2年ということでございますので、このメンバーでは今日が最後ということになります。そういった意味において伊東委員、あるいは葛谷委員のお二人は公募委員でられましたけれども、何かご意見等ありましたら是非お願いしたいと思っております。

伊東委員、いかがですか。今まで全体を振り返って。よろしいですか。

葛谷委員、何か。よろしいですか。

その他、じゃあ他の方で。いいですか。

それでは、これで第60回協議会を終了ということになります。県の方でしっ

かりとこれまでの色々なモニタリング調査等を踏まえて、それを化学的な分析をして、その中で新しい見直し案等を皆さん方にお示しし、それも御了解いただいたとおりです。来年度以降も、最後に向かってしっかりとした形において県の方としては取り組んでいただきたいということを申し上げて、今日の協議会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。マイクをお返しします。

司会 : 以上をもちまして、第60回県境不法投棄現場原状回復推進協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。